

事務連絡

令和3年6月4日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局経済課

プロポフォール製剤等の麻酔薬・鎮静薬が安定供給されるまでの
より一層の適正使用等の対応への協力について(周知依頼)

国内外における新型コロナウイルス感染症による人工呼吸器を必要とする重症患者の増加に伴い、プロポフォール製剤の需要が大幅に増加しており、令和3年5月に、「プロポフォール製剤が安定供給されるまでの対応について(周知依頼)」(令和3年5月14日付厚生労働省医政局経済課事務連絡)により、プロポフォール製剤及びその代替薬については、返品が生じないように必要量に見合う量のみ購入すること及び医療機関において適正使用していただくことについて依頼しているところです。

厚生労働省では、プロポフォール製剤の製造販売業者に対して、日本における早期の安定供給再開に向けて生産増強等について依頼しているところですが、国内外の情勢を踏まえると、我が国への大幅な供給量の増加が可能となる時期の見通しが難しく、また、同製品の代替品と考えられる製品についても供給が不足する可能性があります。

このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、プロポフォール製剤及びその代替薬が安定供給されるまでの当面の間、下記のとおり、更なる対応について、貴管内医療機関に周知徹底をお願いいたします。

記

1. プロポフォール製剤の使用に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の治療のICUでの使用及び緊急対応が必要な手術での使用を優先することとし、それ以外の手術、検査・処置等における使用は極力控えていただく又は延期等の対応を検討いただきたいこと
2. 手術でプロポフォール製剤を使用する場合には1%20mL製剤を使用し、臨床上問題なければ麻酔の維持は揮発性吸入麻酔薬の使用を考慮していただきたいこと

3. プロポフォール製剤の代替となるミダゾラム等についても、プロポフォール製剤の需要急増の影響を受け、一時的に需要が増加している状況であるため、プロポフォール製剤以外の麻酔薬・鎮静薬についても、1及び2に準じた対応を行っていただきたいこと
4. プロポフォール製剤及びその代替薬の購入については、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと

なお、代替薬の使用等の選択等については、関係する専門医療学会である、公益社団法人日本麻酔科学会及び一般社団法人日本集中治療医学会の情報等を参考にしていきたい。